

九州インバウンドの観光統計整備に関する研究

千 相 哲

1. はじめに

国内の観光旅行産業が振興するためには、国内の観光旅行者数の増加が最も重要であるが、人口の減少が続いている現状において国内の観光需要を増やすことは簡単ではない。旅行者数の増加とともに一人旅行消費額の増大あるいは旅行日数の拡大に向けた取り組みに期待がかかるが、これも景気の低迷による低価格志向の強まりもあって、国民の国内旅行総支出の増加は難しい状況と言える。その中で、韓国、台湾をはじめ、観光客の大幅な増加が見込まれる中国、インドなどアジアからの観光客を積極的に誘致して日本の観光産業、観光地の活性化につなげようとする取り組みが活発に行われている。

既に、観光が21世紀の国づくりに資する新成長戦略の柱の一つであることが閣議決定され、その中で「訪日外国人3,000万人プログラム」（2013年1,500万人、2016年2,000万人、2019年2,500万人、将来的には3,000万人）がスタートし、九州でも2013年を目途に入国外国人150万人、延べ宿泊者数220万人泊とする九州観光戦略の第三次戦略が策定され、東アジアを中心とした入国者増を図っている。

観光マーケットを東アジアに拡げ、それに相応しいまちづくり、受け入れ態勢の整備、プロモーションの促進が活発に行われているが、的確な観光の政策、プロモーションを行う上で観光統計は欠かせない判断材料となる。しかし、九州にはいまだに一貫性のある統計は存在しない。最も活用度の高い日本政

府観光局（JNTO）の訪日外客数及び観光庁の宿泊統計は、サンプルの取り方が一律的であるため、九州インバウンドの特徴を的確に表しているとは言い難い。さらに日本政府観光局（JNTO）では訪日外客数を公表しているが、九州では訪日外客数ではなく、もっぱら入国外国人人数を出している。入国外国人人数をバロメーターに九州インバウンドの動向を推しはかることに大きな間違いはないにしても、入国外国人人数には観光目的でない外国人が多く含まれているため、観光施策を策定するに当たっては実態との齟齬が生じる可能性がある。また、それだけでなく、観光事業者に誤った情報を提供する恐れがあるので、より正確な情報の提供が求められる。その意味で行政、観光事業者が必要とするインバウンドの統計の整備が急務と言える（千 2010）。そこで本研究では、これまでの研究で明らかになった九州各県のインバウンドに関する統計の実態と問題点を踏まえ、日本政府観光局（JNTO）の訪日外客数及び観光庁の宿泊統計と福岡空港、博多港を利用する外国人旅行者の観光動態調査結果との不整合を明らかにし、九州における観光統計の整備についての提案を行う。

2. 国際観光統計の現状

(1) 日本政府観光局（JNTO）

JNTOでは、法務省の出入国管理統計に基づいて国籍別、目的別訪日外国人旅行者数（訪日外客数）、出国日本人数などの統計を毎月発表している。そのほかに年/月別訪日外

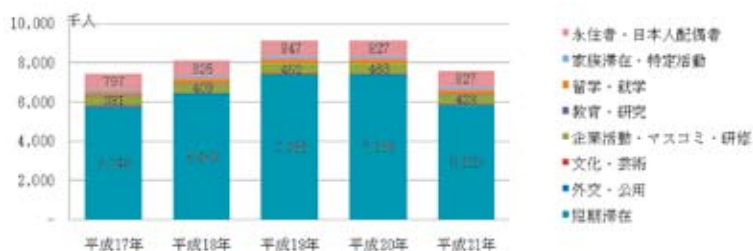


図1 入国外国人数の推移
資料：法務省「出入国管理統計」

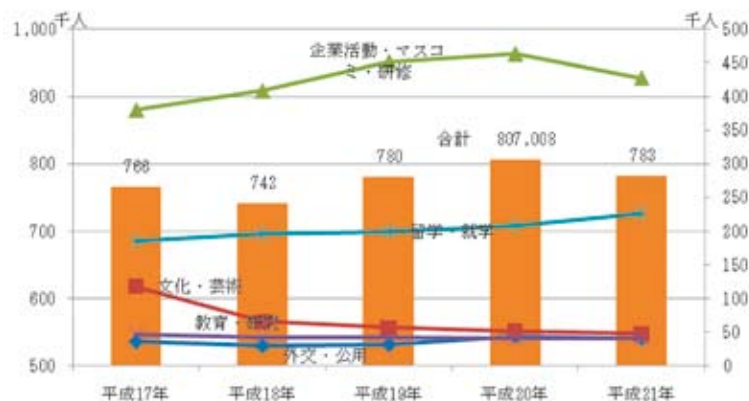


図2 短期滞在以外の在留資格別の入国者数の推移
資料：法務省「出入国管理統計」

客数の推移、国際旅行収支、世界の国際観光統計などを取りまとめ、統計資料集「JNTO 日本の国際観光統計」を年1回発行している。ここで用いられているのが外国人正規入国者である。

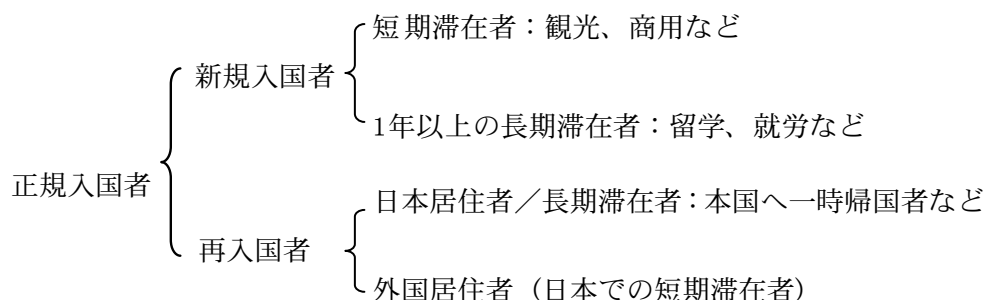
1) 外国人正規入国者

法務省の出入国管理統計で最も基本となるデータが外国人正規入国者で、外国人正規入国者とは在留資格を得て入国した者を言う。外国人が正規に日本に入国・在留するためには、特別な場合を除いて、必ず在留資格が要る。在留資格には「外交」、「興業」、「短期滞在」、「定住者」など27種類があり、それぞれに活動できる範囲と在留期間が定められている。法務省集計による平成17年から平成21年までの推移を見ると、外国人正規入国者数

は、平成21年は減少しているものの、全体的に増加傾向にある(図1)。この入国者で一番大きいシェアを占めているのが15日または90日以内の「短期滞在」である。「短期滞在」以外では「留学・就学」が若干伸びているが、他は横ばい、減少の傾向である(図2)。

外国人正規入国者の中には、新規と再入国者がある(表1)。再入国者とは、再入国許可(日本に在留する外国人が、一時的に外国へ出国(または母国などへ帰国)し再び日本に戻る予定である際に、出入国管理を簡略化するため日本を出国する前にあらかじめ日本政府から与えられる特別な許可)を得て、一時的に日本を出国し、再び日本に入国した者を言う。新規入国者には短期滞在と1年以上の長期滞在が含まれ、再入国者には日本居住

表1 正規入国者の分類



者と外国居住者が含まれる。

正規入国者に占める再入国者数の割合は、平成18年が8.2%，平成19年が7.6%，平成20年が7.8%，平成21年が9.7%である。この中で就学・留学の在留資格を持つ外国人登録者数を見ると、年々増加している（図3）。言い換えれば、外国人観光客が減少しても再入国者が増えると、入国者数は増加となる。

2) 訪日外客

JNTOが公表しているのは、法務省の入国外国人数を基に算出している訪日外客である。これは国籍に基づく法務省集計による外国人正規入国者から、日本を主たる居住国とする永住者等の外国人を除き、これに外国人一時上陸客¹⁾等を加えた入外国外人旅行者のことで、駐在員やその家族、留学生等の入国者・再入国者は訪日外客に含まれる。（JNTO国際観光白書）。

ここでも再入国者は訪日外客にカウントされるが、JNTOでは訪日外客を目的に応じて

「観光客」、「商用客」、「その他客」に分類し、「その他客」には、留学、研修、家族滞在などを含めている。図4は平成17年からの訪日外客の目的別分類の推移を表したものであるが、90日までの短期滞在（観光、短期ビジネス）の入国のうち、観光客の割合が伸びている。

3) 訪日外客に含まれる再入国者

訪日外客を外国人入国者との関連でみると（平成21年）（表2），訪日外客数（6,789,658人）の算出は、入国者数（7,581,330人）から日本を主たる居住国とする永住者等（826,723人）を引いてさらに一時上陸客数を加えた数となる。入国者数は新規入国者数（6,119,394人）と再入国者数（1,461,936人）を足した数で、日本を主たる居住国とする永住者等は、新規、再入国者数それぞれから日本を主たる居住国とする永住者等（26,581人、800,142人）を引いた数である。

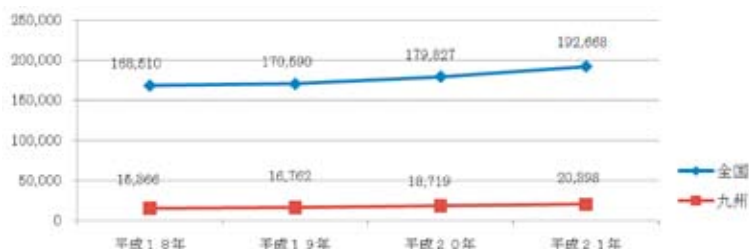


図3 就学・留学の在留資格をもつ外国人登録者数の推移
資料：法務省：「出入国管理統計」



図4 目的別訪日外客数の推移
資料：JITO

$$X=A-B+C\cdots①$$

$$A=A'+A'', B=B'+B''\cdots②$$

X=訪日外客数, A=入国者数, A' =新規入国者数,

A'' = 再入国者数, B=日本を主たる居住国とする永住者等, B' =新規入国者のうち日本を主たる居住国とする永住者等, B'' =再入国者のうち日本を主たる居住国とする永住者

ここで、訪日外客数の9.7% (661,794人) (平成21年) が再入国者 (日本に在留する外国人が、再入国許可を得て一時的に外国へ出国 (または母国などへ帰国) し再び日本に戻る予定の外国人) で、これを主な国別で見ると、中国が24.7%、韓国が8.6%を占め、中国の再入国者が訪日外客に占める割合が高いことがわかる。つまり、中国人の再入国者が訪日外客の1/4を占め、中国人インバウンドとの正確な使い分けが求められると言える。

(2) 観光庁

国土交通省観光庁では、日本の宿泊旅行の実態を明らかにし、観光産業の振興及び観光政策の立案のために活用することを目的に、平成19年3月より「宿泊旅行統計調査」を实

施している。この調査は、宿泊旅行に関する統計調査の統一性・速報性を確保するため、国土交通省が中心となって、地方公共団体や宿泊関係団体、宿泊施設、宿泊旅行者の協力を得て、全国一律の基準により、都道府県単位で比較可能な宿泊者数等のデータを把握している。全国のホテル、旅館、簡易宿所、保養所などに四半期毎に調査票を郵送し、月ごとの宿泊者数等を記入してもらう方法で行われている。平成22年4月～6月調査より、これまで調査対象が従業員数10人以上の宿泊施設だったものを9人以下の施設に拡大して実施し、従業者数10以上の事業所では全数調査、従業者数5人～9人の事業所では1/3を無作為に抽出してサンプル調査、従業者数0人～4人の事業所では1/9を無作為に抽出してサンプル調査を行っているが、外国人に関しては延べ・実宿泊者数、延べ宿泊者数の国籍別内訳等が主な調査事項となっている。宿泊旅行の実態を把握し、地域間を比較する上で有効かつ重要な調査と言えるが、各施設が記入している調査票の基になる宿泊客が記録する宿泊カードには概ね居住地、国籍の記入欄があり、両方の記入が重要となる。特に居住地の記載がなく、国籍だけとなると、日

九州インバウンドの観光統計整備に関する研究

表2 外国人入国者数と訪日外客数

	外国人入国者数			指数（再入国者数の割合）	訪日外客数	指数
		うち新規入国者数	うち再入国者数			
平成元年	2,985,764	2,455,776	529,988	100 (17.8)	2,835,064	100
2	3,504,470	2,927,578	576,892	117 (16.5)	3,235,860	114
3	3,855,952	3,237,874	618,078	129 (16.0)	3,532,651	125
4	3,926,347	3,251,753	674,594	132 (17.2)	3,581,540	126
5	3,747,157	3,040,719	706,438	126 (18.9)	3,410,447	120
6	3,831,367	3,091,581	739,786	128 (19.3)	3,468,055	122
7	3,732,450	2,934,428	798,022	125 (21.3)	3,345,274	118
8	4,244,529	3,410,026	834,503	142 (19.7)	3,837,113	135
9	4,669,514	3,809,679	859,835	156 (18.4)	4,218,208	149
10	4,556,845	3,667,813	889,032	153 (19.5)	4,106,057	145
11	4,901,317	3,959,621	941,696	164 (19.2)	4,437,863	157
12	5,272,095	4,256,403	1,015,692	177 (19.3)	4,757,146	168
13	5,286,310	4,229,257	1,057,053	177 (20.0)	4,771,555	168
14	5,771,975	4,646,240	1,125,735	193 (19.5)	5,238,963	185
15	5,727,240	4,633,892	1,093,348	192 (19.1)	5,211,725	184
16	6,756,830	5,508,926	1,247,904	226 (18.5)	6,137,905	216
17	7,450,103	6,120,709	1,329,394	250 (17.8)	6,727,926	237
18	8,107,963	6,733,585	1,374,378	272 (17.0)	7,334,077	259
19	9,152,186	7,721,258	1,430,928	307 (15.6)	8,346,969	294
20	9,146,416	7,712,254	1,434,162	306 (15.7)	8,350,835	295
21	7,581,330	6,119,394	1,461,936	254 (19.3)	6,789,658	239
22	9,443,696	7,919,726	1,523,970	316 (16.1)	8,611,175	304

資料：外国人入国者数は、法務省「出入国管理統計」
訪日外客数は、JNTO「国際観光白書」

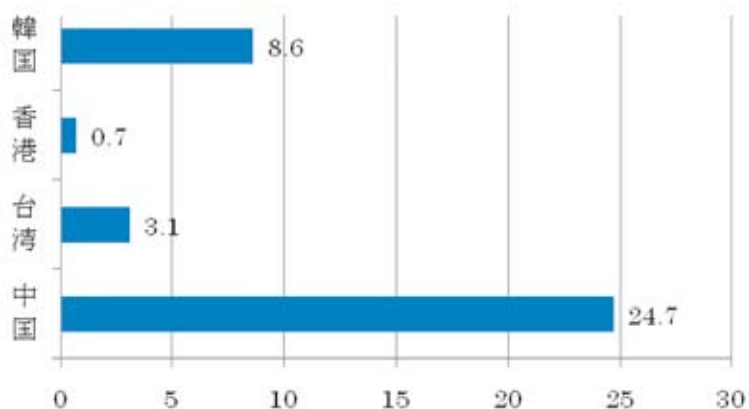


図5 再入国者が訪日外客に占める割合

本に居住している外国人もカウントされることになってしまい、これが厳密に行われておらず問題と言える。

図6は、九州の外国人延べ宿泊客数の国別推移を示したものである。外国人が従業員10人以下の施設に滞在する割合がどの位か明確なデータはないが、団体旅行が多く規模の大きい宿泊施設に滞在する中国人を例にみると、平成22年の中国人延べ宿泊客数は116,930人であり、この数は九州入国の中国人137,897人にも満たない数字である。もちろんこの中には定住者、永住者が全体の約16%（永住者、特別永住者、日本人配偶者、永住者の配偶者、定住者）含まれている。しかし、それを引いても115,833人となり、中国人延べ宿泊者数に近く、宿泊施設を利用する中国人の訪日外客はもっと少ないはずである。つまり、日本に居住している中国人がカウントされている可能性がある。

3. 九州のインバウンド統計

(1) バロメーターは訪日外客でもない入国者数

九州のインバウンド統計は、独自で調査しているものではなく、九州運輸局、九州観光推進機構が用いるデータは出入国管理統計、すなわち入国者数をベースとしている。出入国管理統計が港別入国外国人の国籍、国籍別入国外国人の在留資格、国籍別新規入国外国人

人の在留資格などしか公表されていないためである。前述した2013年を目途に入国外国人150万人とする九州観光戦略の第三次戦略の目標はJNTOが公表している「訪日外客数」（法務省統計の外国人入国者数から日本永住者等を除き、一時上陸客等を加えた入国外国人旅行者数）と異なるにもかかわらず、九州の訪日外客数の統計がないため、入国外国人数を用いているのが現状である。

JNTOの訪日外客数には、日本に1年以上居住するあるいは働く目的で入国する外国人も一部含まれている。また、本国に一時帰国し再び戻ってくる再入国者が含まれていることも観光実態を明確にしない要因であるが、九州はそのような統計さえなく、訪日外客を地域別に分類したものもないため、定住者、永住者なども含まれる入国者数を公表しており、一部ではこれが観光客数かのように使われている。他にも前述の宿泊旅行統計、訪日外客訪問地調査などが引用されている。

(2) 九州の実態を表す統計

ここでは、JNTOの「訪日外客訪問地調査」（2009）と「日韓観光客動態調査」（2009）を比較し、どのような違いがあるかについて触れておきたい。訪日外客訪問地調査は、JNTOが全国の9空海港で、前年の訪日外客統計に基づき、調査地点別、居住国・地域別の回収目標を設定し、質問票によるインタビュー形式で調査を行い、公表している報告

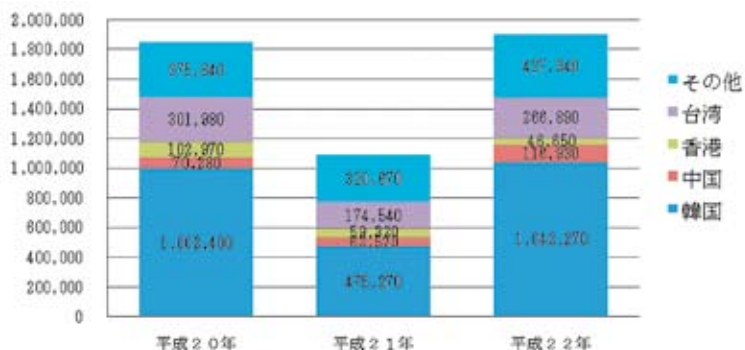


図6 九州の外国人延べ宿泊者数の推移

書である。日韓観光客動態調査は、筆者が4年前から福岡では韓国人観光客、釜山では日本人観光客を対象に質問票によるインタビュー形式で調査を行い、公表しているものである。ここでは、訪日外客訪問地調査の訪日外客統計に基づくのではなく、新規入国者数（再入国者数を排除）のデータを基に博多港と福岡空港の標本数の割合を決めて行っている(千 2010)。

訪日外客訪問地調査と日韓観光客動態調査は、どちらも福岡空港と博多港から出国する観光、商用、親戚訪問目的の旅行者を対象に比較する。まず、韓国人旅行者の居住地であるが、訪日外客訪問地調査では、「ソウル」が45.5%と最も多く、次いで「京畿道」(15.4%)、「釜山」(14.0%)の順となっているが、日韓観光客動態調査では、「釜山」が34.0%と最も多く、次いで「ソウル」(22.5%)、「慶尚南道」(10.5%)の順となっており、大きな違いが見られる。九州での訪問地においても訪日外客訪問地調査では「福岡県」が92.2%であるのに対し、日韓観光客動態調査では75.1%となっている。二つの調査は、統計学的に居住地（仁川、忠清南道を除く）、訪問地（長崎県、熊本県をお除く）両方において差が認められる。

九州の各県が公表している外国人旅行者数においても統計の基準が統一されていないために地域間の比較ができない。佐賀県、大分県のように宿泊施設を対象に調査しているところもあれば、福岡県、長崎県のように市町村が推計したものを集計して出している県もある。鹿児島県では、観光庁の宿泊旅行統計を用いている。九州全体からみれば公表の頻度や集計期間（年度・暦年）も一定ではなく、現状からすれば、九州各県が一斉にこの宿泊旅行統計を採用する方法も一つの手ではあるが、九州のインバウンド実態を表す統計の整備が必要である。

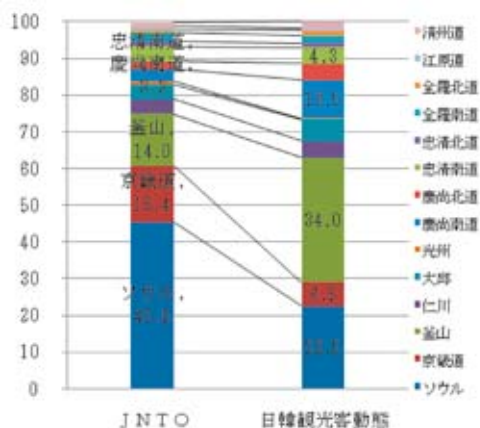


図7 韓国人旅行者の居住地

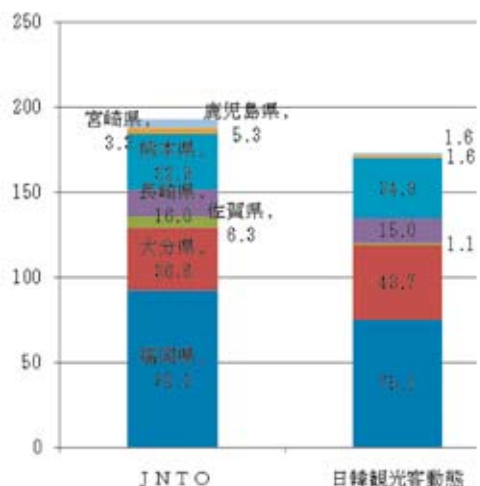


図8 韓国人旅行者の訪問

4. 九州観光統計の確立

(1) 国籍別と居住国別

来訪外国人をカウントする基準には「国籍」と「居住国」の2通りがある(表3)。日本の場合は出入国管理法²⁾によって国籍別統計を採用している。国籍にするか居住国にするかは当該国の出入国管理の方針によるが、UNWTOのガイドラインでは、観光統計の目的は経済効果の測定が主たる目的であるとして、居住国別統計を奨励している。

	t 値	有意確率 (両側)	平均値の差	差の 95%信頼区間	
				下限	上限
ソウル	2.870	.213	33.0000	-113.1214	179.1214
京畿道	2.236	.268	9.9500	-46.5926	66.4926
釜山	2.300	.261	23.0000	-104.0620	150.0620
仁川	16.500	.039	3.3000	.7588	5.8412
大邱	3.800	.164	3.8000	-8.9062	16.5062
光州	-1.000	.500	-3.500	-4.7972	4.0972
慶尚南道	1.639	.349	5.9000	-39.8423	51.6423
慶尚北道	1.917	.306	2.3000	-12.9474	17.5474
忠清南道	32.000	.020	3.2000	1.9294	4.4706
全羅南道	6.000	.105	1.2000	-1.3412	3.7412
全羅北道	.667	.626	.2000	-3.6119	4.0119
江原道	-1.000	.500	-.2500	-3.4266	2.9266
済州道	.667	.626	.4000	-7.2237	8.0237

*忠清北道は標準偏差が0であるため、表にない。

	t 値	有意確率 (両側)	平均値の差	差の 95%信頼区間	
				下限	上限
福岡県	9.784	.065	83.6500	-24.9881	192.2881
大分県	11.310	.056	40.1500	-4.9570	85.2570
佐賀県	1.423	.390	3.7000	-29.3361	36.7361
長崎県	31.000	.021	15.5000	9.1469	21.8531
熊本県	33.900	.019	33.9000	21.1938	46.6062
宮崎県	2.882	.213	2.4500	-8.3503	13.25.3
鹿児島県	1.865	.313	3.4500	-20.0565	26.9565

国籍と居住国が交じりあう度合いが高い西ヨーロッパでは早くから、相互の来訪客を国籍で集計するのは不適切と考えられ、居住国別統計を採用している国が多い。アジアでは、フィリピン、香港、台湾、マカオ、インドネシア、シンガポールで居住国別統計を、日本を始め中国、韓国、ネパール、モンゴルなどが国籍別統計を採用している（石井 2011）。

基準となる国籍と居住国によっては統計の内容に差が出る。例えば、国籍を基準とする場合は再入国者が含まれるが、居住国とすると海外に居住する日本人が一時帰国すると外客に含まれることになる。また、相手国の統計が国籍別か居住国別かでも差が出てくる。例えば、アメリカに居住する日本人が日本以外の国に旅行すると、国によっては日本人に

カウントされる場合とそうでない場合とがある。国籍か居住国かによって入国者（外客）数に差が生じるため、入国者（外客）から観光客数を抽出するなど詳細かつ精度の高い統計・調査が求められると言える。つまり、既存の調査すべてを居住国に統一することは現実的ではないため、国籍と居住国を変換するためのパラメータ等を作成し、どちらのデータで取得しても良いような仕組みを作る必要がある（国土交通省 2005）。

パラメータの作成に関しては、現在の時点で正確なデータは入国者数である。入国者のうち、国外居住者の数は、定住者、永住者などを引いた数であるが、これを確かめられる正確な根拠があれば、それを基に国外居住者の入国者数が把握でき、国籍別、居住国別の入国者数が取れる。現在のデータからパラ

九州インバウンドの観光統計整備に関する研究

表3 インバウンド数の公表における国の取り扱いに関する各国の状況

地域	国籍別	居住国別
アジア	11 (中国・韓国・タイ・インド等)	11 (香港・台湾・シンガポール等)
オセアニア	1 (北マリアナ諸島)	8 (オーストラリア・ニュージーランド等)
中東	9 (トルコ・UAE等)	2 (イスラエル・パレスチナ自治区)
アフリカ	4 (エジプト・モロッコ等)	3 (南アフリカ共和国・ケニア等)
ヨーロッパ	12 (イタリア・ノルウェー・ロシア等)	18 (英国・ドイツ・フランス・スペイン等)
北米	0	4 (米国・ハワイ・グアム・カナダ)
中南米	5 (ペルー・チリ等)	4 (ブラジル・キューバ等)
合計	42	50

資料：国土交通省（2005）

表4 入国者数、国外居住者数などの推移

	入国者数	国外居住者数	訪日外客数	訪日外客のうち観光客
平成18年	8,107,963	6,678,178 (82.3)	7,334,077 (90.5)	4,984,035 (61.5)
19年	9,152,186	7,667,797 (83.8)	8,346,969 (91.2)	5,954,180 (65.1)
20年	9,146,416	7,669,766 (83.9)	8,350,835 (91.3)	6,048,681 (66.1)
21年	7,581,330	6,092,813 (80.4)	6,789,658 (89.6)	4,759,833 (62.8)
22年	9,443,696	7,899,028 (83.6)	8,611,175 (91.2)	6,361,974 (67.4)

* 国外居住国は、入国者数から定住者、永住者などを引いて、さらに定住者、永住者などを除く再入国者数を引いた数。

メータを作成することは困難であるが、入国者数から訪日外客の観光客数を推定する回帰式を推定してみると、観光客数＝入国者数×.873+(-1,961,990)となる。また、国外居住者数と訪日外客数から観光客数を推定すると、観光客数＝国外居住の入国者数×-5.264+訪日外客×6.113+(-4,679,739)となる。各偏回帰係数と定数項の推定でR2乗(決定係数)は0.998となっており、非常に高

い説明力を持っている。しかし、前述したように本パラメータが有効であるかどうかは国外居住者数の確定が大きなカギとなる。

(2) 九州インバウンドデータの作成

九州のインバウンドデータを整備するためには、入国者数を用いている現状を改める必要がある。まず、出入国管理統計から九州に入国する外国人の在留資格が分かるよう

係数^a

モデル	非標準化係数		標準化係数	t	有意確率
	B	標準誤差	ベータ		
1 (定数)	-1961990	633929.531		-3.095	.054
入国者数	.873	.073	.990	12.004	.001

a.従属変数：観光客数

係数^a

モデル	非標準化係数		標準化係数	t	有意確率
	B	標準誤差	ベータ		
1 (定数)	-4679739	749387.808		-6.245	.025
国外居住	-5.264	1.137	-5.812	-4.629	.044
訪日外客	6.113	1.129	6.798	5.414	.032

a.従属変数：観光客数

モデル集計^b

モデル	R	R ² 乗	調整済み R ² 乗	推定値の標準誤差
1	.999 ^a	.998	.996	46025.989

a.予測値：(定数)、訪日外客、国外居住

b.従属変数：観光客数

に「港別・国籍別入国外国人の在留資格」を公表するよう法務省に要望すべきである。これさえあれば、入国者数から九州の訪日外客数（JNTOデータとの整合性）はもちろん、パラメータによる観光客数の算出も可能となる。次に九州内の観光流動調査による観光地周遊行動と国内での九州内外間の旅行者数、出口調査による満足度、観光消費額などのデータを加えれば外国人旅行者の実態に近い旅行動態が把握できる。

詳しくみると、入口調査では、在留資格がわかるように入国データを整備し、入国者数から訪日外客数を算出するとともに訪日外客数から日本国内居住者の再入国者を除外し、訪日旅行者数を算出する。次のステップとして流動調査を行い、九州内⇄外の移動者数を演算すれば、九州の外国人旅行者の実人数が出せる。次に流動調査及び出口調査で周遊観光地、滞在期間、支出額を把握すれば、地域別旅行者数と延べ人数、観光消費額が算出できる。図9は、インバウンド統計データ算出

するためのプロセスを表したものである。

- ①入口調査：
 - 九州地域への入国者数（A）…加工
 - ②流動調査：
 - 九州内から九州外への外国人旅行者数（B）
 - *全国調査統計の活用
 - 九州外からの外国人旅行者数（C）
 - 周遊観光地（D）
 - ③出口調査（E）
 - 滞在期間、訪問地数、同伴者、消費額、満足度などの観光動態
- 九州のインバウンド = (A - B + C) …実人数
- (A - B + C) * D …延べ人数
(宿泊数, 周遊地数)
- (A - B + C) * D * E …観光消費額

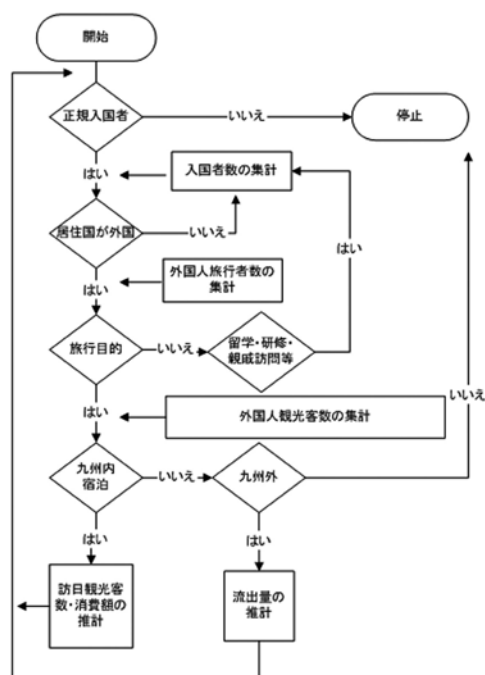


図9 九州インバウンド統計データの算出のためのプロセス

5. おわりに

観光データは、地域間、国際間で比較可能なものでなければならない。地域または国際的に受け入れ可能なデータの収集と分析方法に関しては観光庁でも検討を重ねている（観光庁 2009）。しかしながら外国人観光客の地域的特徴（例、九州は韓国人旅行者に特化、沖縄は台湾人旅行者に特化）をデータで表現できるまでには至っていない。さらに、九州における外国人旅行者に関する統計は、目的に応じて様々な主体で実施されているが、観光客の定義、調査手法などに統一性がなく、地域単独では有効であっても地域間の比較ができず、観光傾向を正確に表しているものにはなっていない。観光統計のユーザーの利便性向上や活用などを考慮すると、それぞれの統計データを包括的に管理することが有効的であることは言うまでもない。外国人旅行者の定義に関しては日本国内に居住している外

国人の取り扱いをどのようにすべきか検討する必要があるが、日本国内居住者の外国人はインバウンドではなく、広義の国内観光に含めるべきだと考える。これまでの入国者数の統計はそれはそれで価値があるので、そのデータをユーザーに必要なデータにどう加工し観光客動態の全体像の把握にどう活かせるかが重要である。これらのデータを、九州の全体を取りまとめる組織のホームページを活用して、観光庁、JNTOが行っているように一括して公表、掲載していくことによって、観光データの有効性と信頼性確保でき、観光に関する国民の理解も得られやすくなる。

データの収集、分析などに関わる他省及び九州内での連携、予算の捻出、過去の統計との整合性（これに関しては宿泊旅行統計を活用するところが増えている）など検討すべき課題はあるが、観光庁、JNTOの各種統計との連動を有効にし、九州のインバウンド振興策を的確に打ち出すためにも1日も早く整備に取り掛かるべきである。

- 1) 「一時上陸客」とは、出入国管理及び難民認定法第14条により、寄港地上陸許可を受けて上陸する乗客及び同法第15条第2項により周辺通過上陸許可を受けて上陸する乗客をいう。なお、同法第15条第1項の観光通過上陸を受けている乗客は、「滞在客中」の「観光客」として計上している。2006年まで、「通過客（一時上陸客）」を別途掲載していたが、2007年から「通過客」の数値は「観光客」に含まれている。
- 2) 第2条 出入国管理及び難民認定法及びこれに基づく命令において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。
 1. 削除
 2. 外国人 日本の国籍を有しない者をいう。
 3. 乗員 船舶又は航空機（以下「船舶等」という。）の乗組員をいう。
 - 3の2. 難民 難民の地位に関する条約（以下「難民条約」という。）第1条の規定又は難民の地位に関する議定書第1条の規定により難民条約の適用を受ける難民をいう。
 4. 日本国領事官等 外国に駐在する日本国の大

使，公使又は領事官をいう。

参考文献

- 石井昭夫 (2011)：「観光統計のはなし」，月刊『国際観光情報』 2011.4
- 観光庁(2009)：「観光統計をめぐる現状と課題—観光統計の体系的な整備に向けた取り組み—
- 国土交通省 総合政策局観光企画課 (2005)：「我が国の観光統計の整備に関する調査」(報告書)
- 千相哲(2010)：「九州インバウンドの動態調査手法に関する研究」，九州産業大学産業経営研究所『産業経営研究所報』第42号